

楽曲映画録音使用申請書

貴社管理の音楽著作物を下記の劇場用映画に使用することについて、貴社の定める別紙の許諾条項の履行を承諾のうえ、申請します。(選択項目はいずれも複数選択可、★＝必須項目)

年 月 日

株式会社全音楽譜出版社

Mail: copyright@zen-on.co.jp

担当: 出版部 C&R課

★申請者名:			
★住所:	〒		
Tel:		Fax:	
ご担当者名:			
Email:			

★楽曲名:

★作曲者名: / 作詞者名:

★楽曲使用時間: 秒 /

★使用音源: ☐新録/☐既存原盤(アーティスト名:)

★楽曲使用形態: ☐インスト/☐ボーカル(☐原詞/☐訳詞)

★アレンジ・替歌: ☐なし/☐あり(詳細:)

★映画タイトル:

★種類: ☐劇場用映画/☐音楽イベント収録/☐その他()

★利用目的: ☐一般興行/☐自主制作/☐その他()

★スクリーン数:

制作会社: / 配給会社:

★監督:

製作年:

★製作国: / ★上映国・地域:

★上映期間: 年 月 日 ~ 年 月 日

★上映時間:

予告編での使用: ☐有り / 映画祭出展: ☐有り

宣伝告知媒体での使用: ☐テレビ/☐ラジオ/☐ホームページ/☐劇場/☐店頭ビデオ/
☐機内ビジョン/☐街頭ビジョン/☐イベント会場/
☐新聞等紙媒体/☐その他()

二次使用: ☐映像ソフト化/☐配信/☐放送/☐その他()

希望交渉額: 円

希望回答期限: 年 月 日

以上

楽曲映画録音使用申請書＜※記入例＞

貴社管理の音楽著作物を下記の劇場用映画に使用することについて、貴社の定める別紙の許諾条項の履行を承諾のうえ、申請します。（★＝必須項目）

2024 年 4 月 30 日

株式会社全音楽譜出版社
Mail: copyright@zen-on.co.jp
担当: 出版部 C&R課

・ご担当者名は弊社担当者と実際にご連絡になる方を指します。申請者名と同じ方であれば、空欄で結構です。

★申請者名:	ゼンオンピクチャーズ株式会社		
★住所:	〒000-0000 東京都新宿区上落合0-99-0		
Tel:	03-1234-5678	Fax:	03-1234-5678
ご担当者名:	全音 楽太郎		
Email:	zenon1931@film.com		

★楽曲名: 剣の舞
★作曲者名: アラム・ハチャトゥリアン / 作詞者名:
★楽曲使用時間: 50 秒 /
★使用音源: ☐ 新録 / ☒ 既存原盤 (アーティスト名: 東京都交響楽団)
★楽曲使用形態: ☒ インスト / ☐ ボーカル (☐ 原詞 / ☐ 訳詞)
★アレンジ・替歌: ☒ なし / ☐ あり (詳細:)

★映画タイトル: バイエルと夢のスコア
★種類: ☒ 劇場用映画 / ☐ 音楽イベント収録 / ☐ その他 ()
★利用目的: ☒ 一般興行 / ☐ 自主制作 / ☐ その他 ()
★スクリーン数: 300館
制作会社: ゼンオンピクチャーズ株式会社 / 配給会社: 東宝株式会社
★監督: 落合三郎
製作年: 2026年
★製作国: 日本 / ★上映国・地域: 日本全国
★上映期間: 2026 年 5 月 2 日 ~ 2026 年 11 月 30 日
★上映時間: 115分
予告編での使用: ☐ 有り / 映画祭出展: ☐ 有り
宣伝告知媒体での使用: ☐ テレビ / ☐ ラジオ / ☐ ホームページ / ☐ 劇場 / ☐ 店頭ビデオ /
☐ 機内ビジョン / ☐ 街頭ビジョン / ☐ イベント会場 /
☐ 新聞等紙媒体 / ☐ その他 ()
二次使用: ☒ 映像ソフト化 / ☒ 配信 / ☐ 放送 / ☐ その他 ()
希望交渉額: 100,000 円
希望回答期限: 2024 年 5 月 15 日

以上

許諾条項（映画録音）

1. 株式会社全音楽譜出版社（以下「甲」とします）が劇場用映画への録音使用に係る著作権を管理する著作物（以下「本著作物」とします）を本申請書記載の申請者（以下「乙」とします）が本申請書記載の映画（以下「本映画」とします）に録音使用することに関する使用許諾（以下「本許諾」とします）は、乙が甲に対し本申請書を物理的または電磁的方法により提出し、その後甲が乙に対し映画録音使用承認書（以下「承認書」とします）を物理的または電磁的方法により交付することにより、成立します。
2. 承認書の交付日において、甲により信託を受けて本著作物の著作権管理を行う著作権等管理事業者（以下「丙」とします）が存在する場合、本許諾をもって、本著作物の乙による録音使用の基本使用料の金額が確定します。この場合、乙は本許諾の取得後、遅滞なく丙に対し別途使用申請を行ない、映画録音使用について最終的な許諾を受けるものとします。丙による許諾の成立後、乙は丙の許諾条項に従うべきものとします。
3. 甲は、許諾書を発行する前に、乙に対して著作権使用料の金額を提示するものとします。甲による許諾書の発行前までであれば、乙は本申請を自由に取り消しとすることができるとします。承認書発行後に、乙の都合による本申請の取り消しが発生した場合、甲は乙に対しキャンセル料を請求することができるものとします。
4. 本許諾は本映画の上映を対象としません。本映画の上映に係る本著作物使用の許諾は、上映館ないしその監督者が別途取得するものとします。
5. 本許諾には、以下の用途も含まれます。ただし、乙は丙に対する必要な申請を怠らないものとします。
 - 本映画の公開後、本映画を映像媒体に複製して販売すること
 - 本映画の公開後、本映画を放送・配信のために録音すること
6. 本許諾は、いかなる意味においても本著作物に係る権利の譲渡・移転を含むものではありません。
7. 本映画の上映地域は原則として日本国内に限定されます。乙が本映画の外国での上映を希望する場合は、別途甲との協議を行うものとし、かつ、各上映国の法令に従うものとします。
8. 本許諾は非独占的なものであり、甲は乙以外の第三者に本著作物の映画録音を許諾することがあります。
9. 本許諾は本映画に限り適用されます。
10. 乙は、本著作物を本申請書に記載された通りに使用しなければなりません。また、本著作物を著作者ならびに甲の意に反して変更・編曲・翻訳・部分的使用・その他改変を加えること・著作者の名誉声望を害する方法により本著作物を使用することは認められません。
11. 本映画の製作の中止または延期、およびその他の理由による申請の取り消しまたは申請内容の変更は、乙が事由の発生後に直ちに甲に対して通知し、甲がこれを承認した場合に認められます。
12. 乙は、本映画に以下の事項を表示しなければなりません（甲が表示を免除した場合を除く）。
 - (1) 本著作物の題名およびすべての著作者名
 - (2) 承認書に記載の著作権表示
13. 乙は、本許諾により認められた権利を第三者に譲渡もしくは移転したり担保として提供したりすることはできません。
14. 乙が本許諾条項に違反した場合または違反するおそれがあると甲が合理的に判断した場合、甲は乙への催告なしに直ちに本許諾を取り消すことができるものとします。この場合、甲の乙に対する損害賠償請求権は甲に留保されます。
15. 甲が取得した乙の個人情報、以下の目的のために必要な範囲以外では利用されません。
 - (1) 音楽出版事業における使用許諾業務
 - (2) 本著作物の使用に係る対価の請求業務
 - (3) 著作権者に対する著作権使用料の分配業務
16. 本許諾条項に定めのない事項、定められた事項の解釈の相違、その他予期せぬ事態が発生した場合には、その都度甲乙双方が協議し、信義誠実の原則にのっとり善処・解決にあたるものとします。
17. 本許諾は日本法に準拠します。本許諾に関する一切の紛争については、甲の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所が専属管轄権を有するものとします。
18. 本許諾条項は、予告なく変更となる場合があります。